

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		湯田まちづくりセンター	
施設所管課		市民協働部市民活躍課	
施設概要		所在地：滋賀県長浜市内保町 2645 番地 構造・面積：鉄筋コンクリート造 2 階建て 延床面積 830.40 m ² 開設年度：昭和 53 年度 施設内容：集会室、会議室 1 階、会議室 2 階、大和室、小和室、中和室、調理実習室	
募集概要	募集方法	非公募	
	募集要項配付期間	令和 5 年 7 月 1 2 日～令和 5 年 8 月 1 5 日	
	申請書類受付期間	令和 5 年 8 月 8 日～令和 5 年 8 月 1 5 日	
	指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日（5 年間）	
	指定管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 長浜市市民まちづくりセンター条例第 3 条各号に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の住みよく特色あるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進に関すること。 ・市民と行政による協働の取組の推進に関すること。 ・生涯学習事業の推進に関すること。 ・地域課題に対する住民の学習及び活動の支援に関すること。 ・地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくりに関すること。 ・上記のほか、設置の目的を達成するために必要な事業 ② 管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務 ③ 管理施設の使用許可に関する業務 ④ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑤ その他市長が必要と認める業務 	
指定管理料限度額	令和 6 年度 1 3, 3 3 4, 0 0 0 円 令和 7 年度 1 3, 3 3 4, 0 0 0 円 令和 8 年度 1 3, 3 3 4, 0 0 0 円 令和 9 年度 1 3, 3 3 4, 0 0 0 円 令和 1 0 年度 1 3, 3 3 4, 0 0 0 円 ※この額は、現行の消費税率（10%）に基づき積算しています。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。		
応募状況	申請者（合計 1 者）		共同申請の場合の構成
		所在地	
	申請者	長浜市内保町 2 6 4 5 番地	浅井湯田地域づくり協議会
審査方式	長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づき担当課において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査しました。		

審査の概要及び結果	審査経過	募集要項等の配布（令和5年7月12日～令和5年8月15日） 申請書類の受付（令和5年8月8日～令和5年8月15日） 申請者審査（令和5年9月19日～令和5年9月25日） 申請者の申請書の審査を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。																																					
	審査基準	1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準																																					
	指定管理者の候補者	浅井湯田地域づくり協議会																																					
	審査結果及び理由	<p>【審査基準に基づく採点結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">審査基準</th> <th rowspan="2">配点</th> <th colspan="2">申請者の点数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">浅井湯田地域づくり協議会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準1</td> <td>30</td> <td>21.75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査基準2</td> <td>70</td> <td>44.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査基準3</td> <td>25</td> <td>21.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査基準4</td> <td>55</td> <td>41.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査基準5</td> <td>20</td> <td>13.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200</td> <td>142.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参考)100点換算割合</td> <td>100</td> <td>71.125</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定管理料の提示額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浅井湯田地域づくり協議会</td> <td>金13,334千円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【理由】 湯田まちづくりセンターについては地域に密着した施設であり、地域課題や地域の実情を熟知し、地域の各種団体と結束した活動を展開し、地域振興及びまちづくり活動に取り組んでいる浅井湯田地域づくり協議会による管理運営が最もふさわしいと考えられる。 浅井湯田地域づくり協議会は、当該施設の堅実な管理運営実績を持ち、提案内容からは市民活動への支援や生涯学習及び社会教育の推進を中心に、地域における多様な課題に取り組む積極的な姿勢が感じられ、事業の更なる充実が期待できることから指定管理者候補として適当であると判断した。</p>	審査基準	配点	申請者の点数		浅井湯田地域づくり協議会		審査基準1	30	21.75		審査基準2	70	44.25		審査基準3	25	21.50		審査基準4	55	41.25		審査基準5	20	13.50		合計	200	142.25		(参考)100点換算割合	100	71.125		申請者	提示額	浅井湯田地域づくり協議会
審査基準	配点	申請者の点数																																					
		浅井湯田地域づくり協議会																																					
審査基準1	30	21.75																																					
審査基準2	70	44.25																																					
審査基準3	25	21.50																																					
審査基準4	55	41.25																																					
審査基準5	20	13.50																																					
合計	200	142.25																																					
(参考)100点換算割合	100	71.125																																					
申請者	提示額																																						
浅井湯田地域づくり協議会	金13,334千円/年																																						
市が選定する指定管理者の候補者	浅井湯田地域づくり協議会 【理由】 長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づく審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を湯田まちづくりセンターの指定管理者の候補者に選定した。																																						